

答 申 書

平成 16 年 12 月 10 日

福岡市長
山 崎 広太郎 様

福岡市市民公益活動推進施策検討委員会
会長 岡 道 也

市民の公益的な活動を活性化し、市民と行政の共働によるまちづくりを
推進するための条例の基本的事項について（答申）

平成 15 年 7 月 29 日付で諮問のあった標記の件については、慎重に審議を重ねてきた結果、別紙「福岡市市民公益活動推進条例(素案)」のとおり結論を得ましたので答申します。

なお、条例化に当たっては、従来の「である調」ではなく、「ですます調」の文体にされることを希望します。

福岡市市民公益活動推進条例(素案)

1 目的

市民一人ひとりの自治に係る意識，意欲を高めるとともに，より多くの市民の参加や参画を得て，市民公益活動の活性化を相互に図ることを目的とします。

もって，市民，市民公益活動団体，事業者，学校及び市の共働によるまちづくりを推進し，「自治都市・福岡」を築くことを目指します。

2 定義

- (1) 「市民公益活動」とは，市民が自らの責任に基づき，自主的・自発的に行う営利を目的としない活動であって，公益の増進に寄与するものをいいます。ただし，次に掲げるものを除きます。
 - ア 宗教の教義を広め，儀式行事を行い，及び信者を教化育成するもの
 - イ 政治上の主義を推進し，支持し，又はこれに反対するもの
 - ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し，支持し，又はこれらに反対するもの
- (2) 「市民公益活動団体」とは，自治組織，NPO，ボランティア団体などの，主として市民公益活動を継続的に行う団体をいいます。
- (3) 「自治組織」とは，自治会，町内会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいいます。
- (4) 「事業者」とは，営利を目的とする事業を行う，法人，その他の団体，個人をいいます。
- (5) 「学校」とは，学校教育法に定める学校，専修学校，各種学校をいいます。
- (6) 「共働」とは，市民，市民公益活動団体，事業者，学校及び市が，対等の立場で相互の役割と責任を認め合いながら，知恵や力をあわせて，共に行動することをいいます。
- (7) 「自治都市・福岡」とは，すべての市民が，自らが暮らす地域の身近な課題について，自らができることを考え，課題の解決に向けて主体的に取り組み，それにより豊かで住みよい福岡市の姿をいいます。

3 基本理念

市民，市民公益活動団体，事業者，学校及び市は，次に掲げる事項を旨として活動を行うことにより，市民公益活動の活性化を図るものとします。

- (1) 必要な情報を相互に提供し合い，共有すること。
- (2) それぞれの立場や役割を理解し合うこと。
- (3) 市民公益活動を行う者の自主性・主体性を相互に尊重すること。
- (4) それぞれの活動に相互に参加や参画し，多様な連携を図ることにより，目的・課題を共有し，その達成・解決を目指すこと。

4 市民の役割

- (1) 市民は、自らが暮らす地域社会に関心を持ち、自らできることを考え、行動するよう努めるものとします。
- (2) 市民は、市民公益活動に関する理解を深め、主体的に市民公益活動に参加・協力するよう努めるものとします。

5 市民公益活動団体の役割

- (1) 市民公益活動団体は、社会的な責任を自覚し、主体的に活動を行うよう努めるものとします。
- (2) 市民公益活動団体は、自ら行う活動について、市民の理解及び協力が広く得られるよう、その公正性・透明性の確保に努めるものとします。
- (3) 市民公益活動団体は、団体相互の多様な連携や共働を積極的に図るよう努めるものとします。
- (4) 上記のほか、市民公益活動団体のうち、次に掲げるものは、その特性に応じて、次のような役割を果たすよう努めるものとします。

ア 自治組織

住民自らの発意による多様な活動及びより多くの市民の参加による活動を継続的に促進し、自律的経営を目指すこと。

イ NPO・ボランティア団体

社会的な課題の解決を目的とする活動において、それぞれが有する専門性、迅速性、柔軟性を活かすこと。

6 事業者の役割

事業者は、地域社会の一員としての認識を持ち、市民公益活動に関する理解を深めるとともに、市民、市民公益活動団体、学校及び市と連携・協力して、主体的にその推進を図るよう努めるものとします。

7 学校の役割

学校は、その本来の活動に支障のない範囲内において、専門的な知識や技術、教育や研究の成果などを社会に還元し、また、施設の地域開放などを進めるなどして、市民公益活動に協力するよう努めるものとします。

8 市の責務

- (1) 市は、市民公益活動の活性化のため、必要な施策を定め、これを実施する責務を有するものとします。
- (2) 市は、市民公益活動を行う者の自主性・主体性を尊重するとともに、施策の実施に当たっては、その内容及び手続きにおける公正性・透明性を確保しなければならないものとします。
- (3) 市は、(1)の施策が実効性のあるものとなるよう、職員一人ひとりの意識向上を図り、積極的にこれを推進するものとします。

9 市の施策

(1) 情報の提供等

市は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市相互の交流及び連携を推進するため、市民公益活動に関する情報の収集・提供、情報交換の機会の確保等必要な措置を講じるものとします。

(2) 学習機会の提供

市は、市民が市民公益活動に関する理解を深めることができるよう、学習機会の提供等必要な措置を講じるものとします。

(3) 人材の育成

市は、市民公益活動の活性化のため、専門的知識を有する人材の育成を図るものとします。

(4) 拠点機能の充実

市は、市民公益活動の活性化のため、支援の拠点になる施設の機能の充実を図るものとします。

(5) 市民公益活動に対する財政的支援

市は、市民公益活動の活性化のため、市民公益活動に対し、助成金の交付等の財政的支援をすることができるものとします。

(6) 市民公益活動団体の特性の活用

市は、市民公益活動団体の専門性、地域性等の特性を活かすことにより、市民公益活動の活性化を図ることができると認められる事業については、市民公益活動団体に対して委託するなど、行政サービスへの参入の機会を提供するよう努めるものとします。

10 附属機関の設置

市は、市民公益活動の活性化に関し必要な事項を調査審議するため、審議会を置くものとします。